

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域医療課
処分の 名称	使用料等の後納又は減免の決定
処分権者	市長
根拠規定	周南市休日夜間急病診療所条例第7条第2項
基準規定	周南市休日夜間急病診療所条例第7条第2項
審査基準	周南市休日夜間急病診療所条例第7条第2項 （使用料の納付） 第7条（略） 2 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず使用料等を後納させ、又は減額し、若しくは免除することができる。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域医療課
処分の 名称	使用料等の後納又は減免の決定
処分権者	市長
根拠規定	周南市国民健康保険鹿野診療所使用料等徴収条例第5条
基準規定	周南市国民健康保険鹿野診療所使用料等徴収条例第5条
審査基準	周南市国民健康保険鹿野診療所使用料等徴収条例第5条 （使用料等の減免） 第5条 市長は、使用料等の納付義務者に納付する資力がないと認めたとき又は特別な事情があると認めたときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。
標準処理 期間	14日
備考	